

広島県環境影響評価に関する条例施行規則（平成十二年広島県規則第二十六号）新旧対照表

（傍線の部分改正部分）

改正後		改正前	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
事業の種類	事業の要件	事業の種類	事業の要件
四 条例別表 四の項に掲げる事業の種類	イ <u>空港法</u> （昭和三十一年法律第八十号） <u>第二条</u> に規定する空港その他の飛行場（陸上飛行場に限る。以下「飛行場」という。）及びその施設の設置の事業	四 条例別表 四の項に掲げる事業の種類	イ <u>空港整備法</u> （昭和三十一年法律第八十号） <u>第二条第一項</u> に規定する空港その他の飛行場（陸上飛行場に限る。以下「飛行場」という。）及びその施設の設置の事業